

## 人格権侵害に基づくニュースアーカイブへの削除請求

川畑 孝平

インターネットの発達により、従来は紙媒体で流通していた報道記事が、現在ではオンライン上でも流通するようになった。報道機関は、朝日新聞社の聞蔵Ⅱ・日本経済新聞社の日経テレコンのような記事データベース等のニュースアーカイブに報道内容を保存し、それらを検索できるようなサービスを提供している。しかし、報道内容には実名や顔写真のような個人情報が含まれており、ニュースアーカイブにある記事がいつまでも残り続けると、特に過去に犯罪を犯した者にとっては、「更生を妨げられる利益」を侵害されることとなる。しかし、仮にアーカイブへの削除請求が出されたとしても、報道機関が共通の基準を有しているわけではなく、個別対応がなされているのが現状である。

本研究では、情報の削除を求められる側である報道機関側に主眼を置き、事件報道等を収録した記事データベース等のニュースアーカイブにおける記事削除請求の是非を検討する。検討に際しては、検索エンジン事業者に対する削除請求事案を参考にしつつ、ニュースアーカイブとの相違点、共通点を比較検討し、ニュースアーカイブ特有の論点や考慮事項を見出す。そして、報道機関で共通の基準を定めることが望ましいか否か、仮に共通基準を定めるとした場合に、それはどのような基準であるべきかという点を検討し、最終的にはニュースアーカイブを適正に運用するための示唆を与えることを目指す。

結論として、最も主張すべきことは、「ニュースアーカイブを運営する報道機関は、憲法第 21 条に規定された、言論出版その他表現の自由を享受する機関である。基準を示さず、安易に削除に応じる現状は適切とはいえない。」ということである。他方、削除の是非は事案の特性を踏まえる必要があるため、画一的基準の策定は性質上困難といわざるを得ない。そこで、報道機関の内部では、削除基準を可能な限り具体的に定め、一般向けには、削除の是非を予見できる程度の考え方を示す必要がある。削除基準の具体的な指標については、主体、事案の性質、公表期間等の諸事情を考慮に入れて策定し、公表から原則 1 年経過後に匿名化处理するという考えを用いることが望ましい。実際の削除方法については、記事コンテンツそのものを削除する、検索結果から除外する、不起訴等の場合に追加情報を付記する等の対策を選択する必要がある。また、報道機関は、削除請求に応じがちな現在の実務と、2017 年 1 月 31 日最高裁決定が示したいわゆる「明らか」基準のギャップを認識し、訴訟に発展した場合も含めた長期的視点に立ち、削除基準や対応方針を見出すべきである。

発展的論点に位置付けられるものには、オンライン記事サイトを巡る検討や、ニュースアーカイブのコンテンツを複製することによるインターネット上での拡散にどのように対応すべきか等が挙げられ、今後の検討課題といえる。

(指導教員 石井夏生利)